

公益財団法人 樂美術館 館則

<設置者>

第1条 公益財団法人 樂美術館は、博物館法に基づく樂美術館（以下「樂美術館」という）を京都市上京区油小路通中立売上る油橋詰町 87 番地 1 に設置する。

<目的>

第2条 樂美術館は、樂家に伝わる樂焼（以下「樂焼」という）古窯、古美術品を保存及び展示して、その活用を図るとともに、樂焼の調査研究を促進し、もって郷土文化の振興に寄与することを目的とする。

<事業>

第3条 樂美術館は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 樂美術館の管理及び運営に関すること。
- (2) 樂美術館資料の保存及び展示に関すること。
- (3) 樂美術館資料の調査研究及びその助成に関すること。
- (4) 樂美術館資料の展示及び調査研究について他の博物館、学校、行政機関等と連絡を取り、協力すること。
- (5) その他、樂美術館設置の目的を達するために必要な事業。

<開館日時>

第4条 樂美術館は第5条に定める休館日を除き、毎日午前 10 時から午後 4 時 30 分までの間、年 150 日以上開館する。但し天災地変その他、館長において特に必要があると認める場合には臨時に休館することがある。

<休館日>

第5条 樂美術館の休館日は毎週月曜日（但し祝日の場合は開館）とする。

2. 館長は、前項に定めたもののほか、陳列替えその他、年末年始など必要と認めるときには、別に休館日を定めることができる。

<鑑賞料>

第6条 樂美術館の展示室に入場しようとする者は鑑賞料を支払わなければならない。

<受講料>

第7条 樂美術館が開催する講演会、講習会、研究会等に参加しようとする者は受講料を支払わなければならない。

2. 前項の講習会等に参加、もしくは樂美術館資料について特別の研究を希望する者はあらかじめ館長の許可を受けなければならない。

<貸出料>

第8条 樂美術館資料の貸し出しを受けた者は貸出料を支払わなければならない。

<鑑賞料等の報告>

第9条 鑑賞料、受講料及び貸出料の金額は、館長が必要に応じ、金額を増減できるものとし、その年度の理事会において報告する。

<職員>

第10条 楽美術館に館長、学芸員以下必要な職員をおく。

<防災及び警備>

第11条 館長は、美術館の防災及び警備の計画を作成し、その職務を遂行しなければならない。

<館則の変更>

第12条 この館則の変更は、公益財団法人楽美術館理事会の議決を経なければならない。

付則

1. この館則は昭和53年10月23日から施行する。
2. この館則の一部を改訂し、令和6年3月21日から施行する。